



2018年7月31日

各 位

会 社 名 株式会社 エー・ディー・ワークス
代表者名 代表取締役社長 CEO 田中 秀夫
(コード番号：3250 東証第一部)
問合せ先 常 務 取 締 役 CFO 細谷 佳津年
電話番号 03-4500-4208

過年度消費税相当額等の引当てに伴う特別損失の計上に関するお知らせ

当社は本日、過年度消費税に関する更正通知書を税務当局より受領いたしました。当社といたしましては、法令の解釈上、当社の処理が正しいと考えられることに加え、過去一貫して同様の処理を継続している中で数度にわたる税務調査の過程においても何ら指摘対象とされてこなかった事実にも鑑み、従前の税務処理は適切と考えております。本件に関しては、不服申立てを行うことを今後検討していく予定ですが、会計上は、2019年3月期第1四半期において、下記のとおり過年度消費税相当額等を引当てることにより、757百万円の特別損失を計上することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 特別損失の内容

当社は2017年11月より、税務当局（以下、「当局」といいます。）から税務調査を受けておりましたが、本日、税務調査対象期間である2015年3月期から2017年3月期の消費税に係る追加納付金及び加算金537百万円の賦課を内容とする更正通知書（以下、「本件通知」といいます。）を受領いたしました。以上をふまえ、当社は、上記金額に、当該税務調査の対象期間外である2018年3月期についても本件通知の見解と同様の処理をした場合の消費税追加納付見積額等220百万円を加えた過年度消費税相当額等合計757百万円を引当てることにより、2019年3月期第1四半期において特別損失として計上することといたしました。

本件通知は、いわゆる投資用マンションなどの居住用収益不動産の仕入れ時点で発生する、建物部分に係る仮払消費税の税務申告時の取扱いに関する、当社と当局の見解の相違に起因するものです。詳細については、末尾の「※ 本件通知に関する補足」をご参照ください。

2. 更正処分に対する対応方針

当社の当該消費税に係る税務処理については、過去数回にわたる消費税も含めた税務調査において、何ら指摘や議論の対象としてとりあげられた事実はなかったことから、当社といたしましては、長年にわたり、当局も認める適法な税務処理方法との認識の下、税務処理を行ってまいりました。今回の税務調査において突如、その税務処理方法の変更を求められたことから、大変困惑をすると同時に、当社としての説明責任を尽くすために協議を継続してまいりました。しかしながら今般、本件通知を受領するに至ったことを受け、まことに遺憾ながら、改めて当社の見解を主張してまいり、本件通知に対する不服申立ての手続きを検討することにいたしました。

3. 今後の事業への影響

当社グループでは、その時点における確度の高い情報及び合理的であると判断される情報をもとに、四半期における進捗の見通しを「フォーキャスト」として適時更新し開示しております。2018年6月29日付で公表した2019年3月期第1四半期にかかる連結業績フォーキャストを本日付で修正しておりますので、本日付「第1四半期連結業績フォーキャスト修正に関するお知らせ」をご参照ください。2019年3月期第2四半期以降の四半期における進捗の見込みについては、当社ホームページ「フォーキャストの開示方針」に準拠し、適時に開示していく予定であります。

また、2018年5月10日付「2018年3月期決算短信〔日本基準〕(連結)」にて2019年3月期連結業績計画(参考)を公表しておりますが、2019年3月期連結業績計画は、現時点においては変更の予定はございません。同公表資料に記載のとおり、「連結業績計画」は当社グループが経営として目指す「ターゲット」であり、いわゆる「業績の予測値」または「業績の見通し」とは異なります。

(<https://www.re-adworks.com/ir/kaiji/index.html>)

(参考) 2019年3月期連結業績計画

(単位:百万円)

連結売上高	連結 EBITDA	連結経常利益	連結税前利益	連結当期純利益
24,000	1,600	1,000	1,000	660

※ 本件通知に関する補足

当社が選択している消費税算定方法である「個別対応方式」(消費税法第30条第2項)においては、課税仕入れを

- ① 課税資産の譲渡等によりのみ要するもの
- ② 課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等(その他の資産の譲渡等)によりのみ要するもの
- ③ 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの

の3つに区分しております。①に区分される課税仕入れは、仕入れの際に支出した消費税相当額の全額を、課税資産の譲渡等(課税売上高の計上を伴う取引)の際に受領した消費税相当額から控除します。この控除額が、②に区分される課税仕入れではゼロであり、③に区分される課税仕入れでは一部(課税売上割合を乗じた額)のみとなります。

収益不動産の仕入れのうち居住用不動産の建物部分について、当社は従前より、上述①に該当するものとして税務申告を行っており、当局からも何ら指摘はありませんでしたが、本件通知において当局は初めて、上述③に該当するものとして扱いました。

以上